

高根沢町新庁舎整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高根沢町新庁舎の整備（以下「新庁舎整備」という。）に関し、幅広い見地から協議検討するため、高根沢町新庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について協議検討し、その結果を答申するものとする。

- (1) 新庁舎整備の基本構想の策定に関すること。
- (2) 新庁舎整備の基本計画の策定に関すること。
- (3) その他基本構想及び基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦のあった者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申の日までとする。ただし、前条第2項第2号に掲げる委員が、当該答申の日前に所属団体を離れたときは、当該団体から新たに推薦のあった者が引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期中における最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、新庁舎整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。